

新成長戦略のフォローアップを踏まえた今後の取組について

平成 24 年 5 月 10 日

岩田 一政

緒方 貞子

古賀 伸明

長谷川閑史

米倉 弘昌

新成長戦略のフォローアップを踏まえ、次のとおり、意見を提出する。

1. 一部の施策で工程表から実施が遅れているもの（例：老朽マンションの改修に係る決議要件の適用関係の整理、投資信託商品の多様化等に対応した投資信託・投資法人法制の見直しの検討など）については、政府の責任として速やかに実施を図り、成果の発現につなげるべき。また、実施はしたが結果として十分な成果が上がっていない施策については、そのボトルネックへの対応策を講じるべき。

2. 新成長戦略の実行・加速化に当たっては、工程表に沿って実施される施策の成果に照らして明確な評価を行い、評価結果をその後の取組に活かしていくことが重要である。しかしながら、現在の工程表では、大きな成果目標として 2020 年の数値目標が一定程度記載されているものの、

- ・ 個々の施策の効果を測る指標等の目標設定がなされていないこと、
- ・ 個別施策が細かく分かれ、2020 年の成果目標との関連が明確でないこと、
- ・ 2020 年の目標達成までの段階的な数値目標がないこと

などから、2020 年の目標達成に向けてどの程度進捗しているかの評価に困難な面がある。

このため、日本再生戦略においては、政府の取組を国民に明らかにすべく各年度の施策内容を極力明らかにするとともに、個々の施策と関連する達成目標が明確になるよう、工程表等の中で指標等を用いて成果目標（中間目標を含む。）を数値で明確にすることを原則とするべき。この際、アウトカム（成果）目標の設定を基本とし、適切な統計等が存在しない場合には新たな統計等の開発検討や代替的な指標の活用を行うこととすべき。

3. 日本再生戦略については、次年度以降のフォローアップにおいて、施策ごとに設定された成果目標の達成度を軸に評価を行うこととし、その評価結果を国民に適切に開示し、その後の取組に反映するものとすべき。その際、複数年にわたり成果の不十分な施策については、抜本的見直し（予算措置の縮小・廃止を含む。）を行うこととすべき。

さらに、この旨を、透明性ある政府の P D C A サイクルとして、日本再生戦略の中に明記すべき。